平成19年 第1回定例会一般質問

議長 本田 哲也君

2番、岡議員の一般質問を許します。2番、岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

おはようございます。2番、岡夏子一般質問を行います。

まず、最初に観光まちづくりビジョンについてお尋ねいたします。

昨12月議会においても、この問題について質問いたしましたが、引き続き質問いたします。

まず、最初に「観光まちづくりビジョン」に基づく新年度事業の中にどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

2番目に、町のシンボルである観光協会は、芦屋町においては役場内にあり、週末などに内外から見えられる方、観光協会をお探しの方にはとても不便な状態でございます。いわゆる外からはわかりにくい状況にあります。場所を町の中心部など、町内外の方々の目に触れる場所に移転すべきと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

また、今後の観光協会の自立や活性化に向けた取り組みはどのように考えておられるのか、お 尋ねいたします。

2番目に、障がい者の自立支援について、町の障がい者や児童を含む福祉計画の進捗状況がどのようなものかお尋ねいたします。

そして、新年度事業にそのような内容のものが入っているのかどうか、お尋ねいたします。

3番目に、生活支援、地域活動支援事業について、今後の人材育成などはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、情報公開について、昨年の6月議会の一般質問において、交際費を町のホームページ などで公表するよう求めた際、町長は「公表には、何ら支障はない」と答弁されました。あれか ら9カ月経過している現在、いまだにホームページでは公表されておりませんし、私の方への説 明もありません。どうなっているのか、町長にお尋ねいたします。

最後に、住民参画のまちづくりには、情報公開は不可欠です。これは私が言うまでもなく、これまで町の施政、町長方針、それらで毎回言ってこられました、あるいは示してこられました。例えば、その情報公開の媒体である町広報紙について、視覚障がい者などへの配慮は、どのようにされているのか、あるいは予算、決算書などが町民の目に触れるところにあるのか、身近に見ることができるのか。情報公開条例がありますが、その請求は町民にとってしやすいものかどうか。また、こういう一般的な情報公開も含めて、町民からの意見や苦情がこれまでにあったかどうか。そして、町が積極的に町民に情報公開しようとする取り組みの観点においても、この今の

状況について町民に聞き取りなどは、この間されたのかどうか。

以上、お尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

1件目の観光まちづくりビジョンについてお答えいたします。

まず、要旨1点目の「観光まちづくりビジョン」に基づく新年度事業の内容についてお答えい たします。

新年度につきましては、「観光まちづくりビジョン」に基づく事業、これは特段の予算化をしておりませんが、昨年9月29日から10月1日までの3日間、中央公民館をメインに、商工会、役場ロビー、またマリンテラスあしやなどを会場といたしまして、町民の有志の方が芦屋町らしさを感じるイベントとして、筑前芦屋ダゴビーナとわら馬祭りを企画開催されております。

このイベントには、行政をはじめ商工会や観光協会も協力した中で、初めて開催をされました イベントですが、テレビ放映などマスコミを巻き込んだものとなり、町内外から多くのお客さま を迎えることができております。担当課といたしましては、わら馬づくり、それからダゴビーナ づくり、これらの参加者募集、またホームページでの紹介、広報あしやでの周知など、側面から 応援を行ってまいりました。

また、このイベント終了後、日本財団、これが地域に残る伝統、技術、文化、自然など、昔から受け継がれてきた資源を見直し、地域づくりに生かせる取り組みになっている団体等に、郷土学事業として活動費を助成する制度があることを知りましたので、早速情報としてお知らせし、申請いたしましたところ、幸いにも助成の対象と選ばれ、新年度につきましては50万円の活動費をいただける内示をいただいております。

この助成金を活用し、さらなるレベルアップとあわせて観光まちづくりビジョンに示されている歴史的資源の掘り起こし、これといたしまして指定文化財をめぐる事業や地域の物産を販売する事業など、他団体が企画するイベントとタイアップしたものを行いたいと考えております。さらに芦屋らしさが表現でき、にぎわいが創出できるイベントとして盛り上げていきたいと思っております。

また、国土交通省直方工事事務所が主催で、今年度初めて実施されました遠賀川夢フェスタ、 これが今後も継続したイベントになるということから、商工会等にご協力いただき、引き続き参加した中で遠賀川を生かした川の上下交流、これに取り組みたいと考えております。

そして、これまで重点事業として取り組んでまいりましたまちの駅事業につきましても、今年 度から本格事業として活動しておりますが、担当課といたしまして、これまでどおり企画会議や 駅長会議に出席し、協働事業として取り組んでいき、さらなる充実、または成熟、これを目指したいと思っております。さらに道の駅づくり、これを今年度の実施計画にのせ、検討していくこととしております。

最後に、まちづくりビジョンにあります推進体系図の中の芦屋観光まちづくりクラブ、それ的な組織が既に民間レベルで発足しております。この組織は、芦屋町の活性化に向けた意見交換会と命名もされており、メンバーには芦屋町観光協会の会長、局長、それから芦屋町商工会の正副会長、遠賀郡農協代表理事組合長、遠賀漁協柏原支所長、この4方といいましょうか、4つの団体で既に4回ほどの勉強会が開催されております。これに担当課といたしまして参加をお願いし、今後の施策に生かせるものがあれば取り上げていきたいと考えているところでございます。

要旨1点目は以上でございます。

次に、要旨 2 点目の前段と申しましょうか、町のシンボルである観光協会は外からわかりにくい、場所が町の中心部など、町内外の方々の目に触れる場所に移転すべきと考えるが見解を問うということにつきましてお答えいたします。

観光協会の事務所は、ご質問のとおり、現在庁舎内に構えており、庁舎が閉庁になる土曜・日曜、また祭日など、活動がわかりにくいとよく言われておりますが、今議会で提案しております指定管理者、これの導入が決まりましたら、レジャープールアクアシアンの方に観光協会の事務所を移転するようになっております。そのことから新年度につきましては、土・日、また祭日も開設できるようになりますので、活動として見えてくるのではないかと思っております。

また、町の中心部にすべきではないかとのことでございますが、まず町外者が芦屋町を訪ねてくる場合、フットワークがいい車でお見えになる方が大半ではないかと思っておりますし、とりあえず道路案内標識など芦屋を目指して来られると思いますが、私どもの方にかかってきます電話などでは、例えば芦屋競艇場の前とか、芦屋海水浴場の入り口といった方が、はるかに案内もしやすいわけでございますので、一概に町の中心部がよいということも言えないのではないかというふうに思っております。

また、要旨 2 点目の後段と申しましょうか、今後の観光協会の自立や活性化に向けた取り組みを尋ねる、これにつきましては、これも議会で承認を得なければならないことになっておりますが、レジャープールアクアシアンと海浜公園の指定管理者に観光協会がなっていただきましたら、収益を上げる事業の展開も十分できると考えていることから、自主財源の確保もでき、また自立もできると思っております。また観光振興事業、これは町としても求めておりますので、担当課として協力してまいります。また、そのことによって町の活性化にもつながると考えております。今後の活躍に期待しているところでございます。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

環境福祉課長 木戸 哲雄君

件名2の障がい者の自立支援についての項の要旨1点目の障がい福祉計画の進展状況について お答えをいたします。

この計画は、ご存じのように法律に基づきまして本年3月末までに作成が義務づけられておる ものでございます。芦屋町におきましては、昨年7月からこの作業に入りまして、8月いっぱい までアンケート調査等をやりました。10月から策定委員会を立ち上げまして、都合6回の委員 会をやってまいりまして、策定委員会としての素案ができましたので、それを町の計画として検 討をさせていただきまして、本日3月7日から3月20日にかけて住民の意見募集をかけるよう にいたしております。

詳しい中身につきましては、ホームページ等でごらんをいただければというふうに思っておりまして、3月末までにはつくり上げるという状況でございます。

要旨2点目の新年度事業の内容ということですが、障がい者自立支援法ができまして、多くのサービス事業体系が廃止されたり、組みかえられたり、再編をされました。すべての事業をご報告するのは膨大な時間かかりますので、省略をさせてもらって、後日資料等で、また今回の障がい者福祉計画を見ていただければというふうに思っていますが、大きく特徴的なものは、今まで国がやっておりました事業の継承と新しく市町村がやるべき事業という大きな2つの体系に分かれているところでございます。一番身近な市町村のやるべき事業というのがございまして、これが必須事業として5つございます。1点は相談事業、2点目はコミュニケーション支援事業、3点目は日常生活用具給付事業、4点目は移動支援事業、5点目は地域活動支援センター事業、これが必須事業、新しく市町村でやるべき事業ということで位置づけられたものでございます。そのほかに任意事業として日中一時支援事業というのもメニューには上がっております。それぞれの事業をどう展開するかにつきましては、福祉計画の方に網羅しているところでございます。

ちなみに、ことしの予算ベースで反映した新規事業につきましてですが、1点目は生活保護者の透析の援助をする制度が新しくできました。それから小児慢性特定疾患の日常生活用具の給付事業、それから社会福祉法人の減免補助の制度、難病患者等の日常生活用具の給付並びにホームヘルプサービス事業、それから先ほど言いましたコミュニケーション事業にそれぞれ19年度予算に反映させておりまして、金額ベースでいきますと、平成18年度がこの障がい者に対する福祉予算が1億5,000万円ほどでしたんですが、平成19年度は1億8,000万円、約3,000万円ほど新規事業に対応するための予算を計上いたしておるところでございます。

要旨3点目の事業推進のための人材育成ということですが、福祉計画にもうたっておりますけ

れども、まず当面行政の責務として行政の人材の育成に努めるということで保健師を中心とする 専門員の研修や勉強会等々、大いにやらせて、その資質向上に努力をいたしているところでござ います。

また、行政のノウハウでは足らない部分につきましては、専門事業所、いわゆる施設がございますが、そこに専門官がおります。そういったものを事業委託という形でそのノウハウを買いたいと思っていますし、また障がい者の共生という視点からすると、地域住民の方々の、とりわけボランティアの方々の支援が必要だというふうに考えております。おかげをもちまして、芦屋町にはリボンの会という大きな福祉組織、ボランティア組織がございます。社会福祉協議会に結集しておりますが、そういったものを支援しながら住民の方の支援、そういったものを考えていければというふうに考えております。まだまだこの世界そういう人材育成という視点では足らないと思っておりますので、今後そういうメニューも検討をしていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

交際費の公開について、私の方から答弁させていただきます。

これについては昨年6月に同じ質問を受けまして、私は何ら支障はないんじゃないかということで、担当者の方には問題ないから公開すべきじゃないかということで申し上げておりましたところ、確かに遅うございましたけれども、担当者としては新年度からやりたいということを考えていますからということの回答をもらっております。また新年度から公開ということになると思っております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

それでは、情報公開の2点目につきまして私の方からお答えさせていただきます。

広報紙での視覚障がい者に対する配慮ということでございますが、現在のところ特段行っていない状況でございます。

それと、予算決算書などは身近に見ることができるのかというようなことでございます。これにつきましては、一応どなたもが来やすい場所ということで、この予算決算書につきましては図書館の方に置いております。見やすい状況の中で見ていただこうということで図書館の方に設置

しております。

さらに情報公開の請求がしやすいのかというようなご質問でございますが、これにつきまして は、現在私ども主管しております総務課の方においでていただきまして、当然請求があれば、私 どもが指定いたしました場所で閲覧、資料請求等ができるようにしております。

それと、この情報公開に関することで苦情が寄せられたことがあるのかというご質問ですが、 苦情ということではございませんが、一応広報に対して町長への手紙ということで、実はことし の1月に1件ほどございました。この方は視覚障がい者の方で、広報をもらっても、生活情報が 手に入りにくいというような案件でございました。これにつきましては、今後福祉、広報、社会 福祉協議会を交えた中で、郡内のある町がやっておりますような声の広報サービスについて検討 をおこない、体制が整いましたら取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、この情報公開の町民に対する聞き取りということでございます。これはお断りしておきますけれども、私ども総務課が主管しております情報公開と申しますのは、既に作成された情報でございまして、議員ご指摘のまちづくりのという情報につきましては、直接私どもの管轄ではございませんが、当然今後のまちづくりの中の新たな施策については、パブリックコメント等の手法をおこない、情報の開示を進めながらまちづくりを進めていくということは当然と考えております。ただ、総務課の単独では、聞き取り等は行っておりません。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、観光まちづくりビジョンについて説明がありました。いわゆる新年度事業として予算化はしていないが、前年度といいますか、去年にかけて行われた町民の取り組み、それは前回の12月議会でもお答えいただいたんですが、これが結局いろいろ事業が大がかりに町民参加、かなり800名の延べ参加ということで活発にやられたということでは、私も一部かかわらせていただいてすごくよかったなと思ってます。しかし、ここでその事業を紹介されるのには余りにも無理があるのではないかなということを一言申し上げさせていただきます。

あの事業は、いわゆる芦屋町の人材育成事業のところでも多分それを利用されておったりするんじゃないかと思いますけど、とにかく町民有志の方がこのままでは、芦屋の町が本当に町民の方々の意気消沈、それを何とか盛り上げようと、かなり現場サイドではご苦労なさっているようすは私もかいま見ておりますが、この芦屋まちづくりビジョンについては、これは本当に前回も議員の皆様方にも資料をお渡ししましたけれども、いわゆる観光まちづくり推進本部というのを

立ち上げて、そしてここはそのまちづくりビジョンに基づくいろんな活動やら事業を網羅し、把握し、そしていろんなチェックをしていくという、そういう大事な推進体制のかなめなんですよね。これが私も今回当初予算に何らかの形で予算を伴うものとして出てくるかなと思っていましたが、一切そういう予算化されたものがなかったのであえて聞きましたが、このまちづくり推進本部、これがもちろんできまして、先ほど新しく芦屋観光まちづくりクラブというのが立ち上げられましたとおっしゃいました。これはこの推進体制図を見ますと、先ほどおっしゃったそれぞれの団体は、これは各種団体ですよね。そして事業所、事業所というのはまた違うと思いますが、この中には一般町民も参加して、これで全部で芦屋観光まちづくりクラブとなっているんです。前回も本当に何回も酸っぱくして言いましたけど、この推進本部はどうなっているんですか。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

推進本部の件でございますが、前回の12月の議会のときにも申し上げましたとおりでございまして、準備を進めているところでございます。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

これはですね、先ほどおっしゃいました芦屋観光まちづくりクラブ、これはいわゆる町民と団体のところのかかわりです。そして行政の方としては観光まちづくり推進調整クラブ、これは各課、いわゆる関係各課で構成、まさしく連携ですね。それとこれは職員さん、有志で構成される観光まちづくり研究会、いわゆる行政サイドでも関係各課の担当者の方の調整会議、そしてもう一つは、もうこれはボランティア精神で行われるところの職員の有志の方の構成、ここの行政の方のそれぞれの関係団体の、この進捗はどうなっているんでしょうか。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

こちらの方も現在設立すべく準備を進めているところでございます。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

では、これはじゃあ先ほどの町民団体等含めて、いつまでにこれを結成、設置されるご予定で しょうか。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

いつになるという時期は現在持っておりませんが、なるべく早くということで思っております。以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

このことだけしてても時間が経過するばかりですが、とにかく前回も言いました。これが絵にかいたもちにならないようにということが、この観光まちづくりビジョンの筆頭に書いてあるんですね。本当に期限をちゃんと設定してされなければ、これはいつまでたっても、町民に今もって知らされてもいません。どうやって町民の協力を得られるんでしょうか。甚だ疑問と憤りを感じています。

次の観光協会の移転と自立活性化についてお答えいただきましたが、いわゆる今議案としてア クアシアンの指定管理者に指定するという議案が出ておりますが、この議案が通ればアクアシア ンに移動する。であれば土・日も活動できるだろう。これが非常に疑問に思うのは、今この3月 期、そしてこれはまちづくりビジョンとも関係するんですけれども、あそこのアクアシアンは夏 場だけの利用ですね、これは町内外ともに。それで、この観光協会はいつ移転するのかわかりま せん。この議案が設置されて新年度からになるのか、あるいはこの庁舎改修がこのまま進んで、 年末ぐらいにもし予定どおりになれば、その時点で引っ越しされるのか、そこら辺わかりません が、あそこに移動して、幾ら町外の方は車でこられるとしても、あそこが終日オールシーズンで 何かやっているものも今のところない、これは観光まちづくりビジョンでも示してありますね。 夏型イベントを1年じゅう通したイベントにできるようにという計画がされています。でも、今 この状態でアクアシアンに観光協会が引っ越してどうなるんですか。これは芦屋町内の役場の中 にあるのと何ら変わらないのではないかと私は危惧しますが、ほかの方はそう思われないのか本 当に聞いてみたいところですけど、夏場は確かに利用者は多いし、どっちかと言いますと、もう プールはプールだけ、海は海だけで、そこで海に行った人が、じゃあ観光協会の方の目に触れる ことがあるのかという、この問題もありますし、冬場、秋、春、これはどういうふうになるんで すか。本当にそこは不思議といいますか、それで内外の方にわかっていただけるのか、真冬のあ

の強風の中であそこまで来られます。そこら辺は協議される中で問題にならなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

観光協会の移転につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、議会の承認を得られればという前提があるわけですが、もし承認いただければ、ことしの4月1日から移転するように一応段取り的にはなっております。その中で土・日の話も出ておりますが、現在先ほども申し上げましたように、役場土・日は閉めてしまいますので、訪ねてこられても人がいない状況にございます。それで、4月1日からアクアシアンの方に移転された場合、土・日もあけている状態になるということでございますので、訪ねてこられてだれもいないという状況がなくなるというご説明を申し上げたところなんです。

それとまた、休日的なことを申されましたように、現在夏場、アクアシアンは夏場だけの状態でございますが、これとあわせまして海浜公園というのもまた指定管理者の導入によりまして観光協会が受けていただくことになるだろうと思っておりますので、その関係もございまして、春から一応秋までについては、それぞれ行事といいましょうか、事業と申しましょうか、そういったものができると思っております。ただ、ご指摘いただきました冬場については、現在のところはまだこれといった施策がございませんので、例えば風の強いものを何か利用したイベントとか、そういったものが組めればそういったものを組んでみたいというふうに思っております。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

まだそういうことが決まっていない中で性急に引っ越しをされることが私はちょっと不思議といいますか、危機感を感じています。この冬場に風による何かイベントというよりも、あそこはもうとにかく冬場の季節風、あれで冬場といっても結構長い期間ありますから、ちょっと本当に観光協会の収益増によって自立活性化が促されるだろう、そのためにもアクアシアン、あるいは海浜公園の指定管理者制度を導入するというふうにもちろん聞こえるんですが、本当にあそこの場所に冬場も含めて仮に春、秋のイベントをあそこでといってもどうなんですかね。

先ほど芦屋の広いスペース、大きな目印ということでは、競艇場とかいうこともおっしゃいましたが、あの海というのは本当にもちろんお好きな方は冬の海でも見えます。ところが一般的に考えて、冬場、春、秋に果たして幾ら芦屋のホームページでPRしても、そこに見える、わざわ

ざ芦屋町のいろんな特産物、あるいは観光コースを聞きにこられるかというのはもう甚だ疑問に 思いますが、あそこの場所にオールシーズン、まだ事業が取り組みがない中で問題視はなかった のですか、私はそのことがひとつお聞きしたいと思います。いわゆる協議の過程の中で、あそこ に移転することは皆さんもろ手を挙げて賛成されたのでしょうか、そのことだけちょっと確認さ せていただきます。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

冬場の事業は先ほど申しましたように、これから考えていく分野が多いかと思いますが、あと 自立に向けてということになりますと、観光協会の方にげたを預けるんじゃなくて、私どもも一 緒にということになりますが、考えていきたいというふうに思っております。

それと、あそこの場所に移ることで、皆さんがということで、どの範囲をお示しなのかわかりませんが、私どもの方には要望書あたりも出ておりまして、そこに移って今活動したいという要望書も出ております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

これは本当に前も申し上げましたように、芦屋の町が観光の町として進んでいくというのは、 もう何十年も前から知られていることですが、なかなか財政難、あるいは不況難で、もう最近で は本当2月15日付でしたか、ハローデイの閉鎖ということでは、もうあの近隣の方の生活者の 大きな打撃ということもありますが、とにかく商店街がああいう状態になったということでは、 当然このまちづくりビジョンの中に商工関係者の方々も入って、その芦屋の町を本当に町民もろ ともおもてなしをする気持ちになって活性化させていこうとする、これが芦屋まちづくりのビジョンの目的であろうかと思っています。

それで、あそこの船頭町の買い物駐車場になっている唯一一等地になっている、あそこに対しても、本当に私どもも町内を歩いていきますと多くの方から、あのハローデイを何で議員さんはとどめることができなかったんだと、そういうふうなお叱りを逆に受けて、それは議員の及ぶ範囲ではないということを説明はしましたが、とにかく芦屋の町民の方々も芦屋の町を再生するために何とか頑張っていこうとする、そういう部分で観光協会というのはかなりそういう大事なところにあるんじゃないかと思います。

そういう意味では、私がここで言いたいのは、町民の方々もいわゆるおもてなしする方の立場

として、その観光協会の移転のこととか、これまでの観光行政のあり方とか、そういうことについて町民にぜひ聞き取りをして、一部で少ない数でもいいですが、そういうことをしてみようという気はなかったのか、そのことはされているのかいないのかお尋ねいたします。

議長 本田 哲也君

産業観光課長。

産業観光課長 染井 月次君

直接的に町民の方々にということはやっておりません。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

これは、観光まちづくりビジョンというのは、当然今からも積極的に取り組んでいただきたい ところですが、移転してからどういうまた声が出るかということを聞こうとする、その気持ちが あるかないかでこの事業も当然右か左かに分かれてくると思います。これは当然町民の方、ある いはその商工関係者の中ではこの観光協会の中に入ってあるかと思いますが、多くの方々のご意 見をもう一度聞いていただきたいなというふうに要望としておきます。

次に、障がい者自立支援についてですが、これは本当に大きな問題ですし、各自治体が抱える財政的にも負担と言ったら何ですけれども、そういう実際負担も強いられる部分もあります。そして、実際今までなかなか日の目の当たる、あるいはずっといろんな意味で国の措置でやられた分も含めて、なかなか私たち健常者と言われる方々と障がい者との間というのは、心の問題も含めてバリアが深かったと。そういうことで、すべてにおいて、いわゆる1割負担、施設を利用するにしても、あるいはいろんな介護関係のホームヘルプとか、そういうのを受けるにしても1割負担であったり、生活にかかわる食費とか光熱費は実費負担という数々の負担が強いられることで、現場から本当に当初から予定されたことが、やはり事業としてやっていくことで、そのことが裏づけられたということで、遅きに失してますけれども、国あるいは県のところで、特に小規模作業所においての負担の軽減を結果的に、もう一時的ですが、経過措置として補助金を続けるとか、そういう状態であります。

そういう中にあって、芦屋町のこの障がい者児童、そういうものを全部含む障がい福祉計画というのが今策定中ですということが私の前回の一般質問のところでそういう答弁をいただきました。それで、私もこの7日の一般質問に向けて、広報の方にも3月2日から2週間という日程でパブリックコメントを求めるということがありましたので、7日には何とかその内容なり、あるいはこれまで全対象者に対してアンケートをされました、そのことも目に触れることができれば、

少し一般質問の中で活用させていただこうと思いましたが、3月2日が3月7日からという、きょうからなんです。私は、もうきょう一般質問でしたから、ホームページ開いて見ることができませんでしたが、ですから余計中身が見えない中で、当然事業、あるいは内容については膨大な量ですから、それを全部お答えしてくださいとは申し上げません。ただ、2回目の質問として、新年度事業の内容についてお尋ねしました際に、いろいろとおっしゃいましたが、新年度19年度の予算の中に、地域生活支援事業費としての国庫補助金を230万8,000円、収入として上げられ、そして同じく地域活動支援センターの負担金として124万1,000円計上されています。この内容をまず先にお尋ねいたします。どういうものなのかということをお尋ねいたします。

議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

環境福祉課長 木戸 哲雄君

地域活動支援センター事業は、先ほどご説明申し上げましたように、市町村に必須事業として 位置づけられた事業でありまして、そのセンターの中でやる事業は2つに分かれておりまして、 基礎的事業、機能強化事業、そこで一定の作業をして収入を得たりだとか、機能を強化訓練とい いますか、そういった事業2種類に分かれておるんですが、このたびその事業主をはまゆうとい う精神の施設がございますが、そこにこの支援事業を委託するという方向での予算でございます。 以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

そうしますと、支出の方で124万1,000円、これは全額はまゆう作業所に行くということでよろしいんでしょうか。そうしますと、芦屋において、先ほどのいわゆる小規模作業所あたりでも遠賀作業所があのみどり園の横にありますけれども、あそこも本当小規模で、私が当時数カ月前にお話に聞かせにいっていただいたときは、8人程度で、本当に今度の自立支援法にこぼれてしまうというふうに危惧されておられましたが、これは2年間の経過措置ということで県の方が補助金を続けるということで、一時的ではありますけれども、そのまま続けられるようになってよかったなとは思いますが、ただ、うちの芦屋町において、そういう小規模作業所が一つしかないと私は認識しておりますが、ほかに小規模であっても、この障がい者に対するいろんな活動をされている団体がほかにありましょうかお尋ねいたします。

議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

環境福祉課長 木戸 哲雄君

知的障がい者の施設で言うならば、ご指摘の遠賀郡4町で支援しております遠賀作業所というのが1カ所ですね。それから新たにNPO法人としてわいわいクラブという法人が、そういう知的障がい者の施設をつくっておると。で、者については町内では現在2カ所ということでございますが。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

このNPO法人、これ皆さん議員さんもこの4町に向けてこのわいわいクラブの代表の方といいますか、理事の、代表の方ですかね。何とか4町の、利用者が4町にまたがっているということから、何らかの助成をしていただきたいという要望が4町に出されて、特に議会に出されたということでは、その写しが各4町の議員さんのところに行っておりますから、議員の皆様はある程度ご存じだろうと思いますが、芦屋町にあるそのNPO法人としては、本当に私もNPOと名のつくものは、ほかの介護とか教育とか、いろんな団体でも聞いたことないんですけど、初めてですか、そのことを確認できればと思っていますが。

議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

環境福祉課長 木戸 哲雄君

芦屋町にはNPO法人がたしか3つぐらいあったというふうに記憶していますが、このたび新しくそういうNPO法人わいわいクラブというのが立ち上がったというように聞いています。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

障がい者の自立支援に向けてのNPOはこれが初めてですね。それで、先ほどからおっしゃいましたように、これは今からボランティア団体、あるいはそういうNPO団体も育成していかなければならないと認識しているという答弁をいただきましたが、これは私がずっとこの4年間言ってきました生涯学習の振興、あるいは生涯学習の充実、そこにも本当に関連してくる大きな問題だと思います。とにかく芦屋町のボランティア団体がリボンの会として結成され、いろいろ活動されていますが、なかなかこれが住民の中に果たして周知されているのかなと。いろんな団体がどんどんふえて、本当にご自分の余暇の時間を有効に使っていろんなことにかかわる、それはお互い学び合いの場であったり、出会いの場であったり、お互い町民同士の触れ合いということ

では、町民の活性化にもつながっていくということで、そういう意味では、この生涯学習がまだまだ、芦屋はまだまだというよりも、基本構想も策定するというのがマスタープランに掲げてありながら、18年度まではかろうじて数十万円の予算がありましたが、今年度は1円も上がっていないように考えています。これは生涯学習というのは何も社会教育関連ではなくて、今言いました今の関係の福祉とか全部に網羅されていると思いますが、ちょっと部外かもしれません。その生涯学習のところがどうして予算がゼロになったのか、もしお答えいただける方がありましたらお願いいたします。

議長 本田 哲也君

岡議員、通告に載っていないことですから、あれだったらまた後で聞いてください。 岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

では、後でまたお尋ねします。

議長、済みません、私の時間は……

議長 本田 哲也君

43分です。

議員 2番 岡 夏子君

43分ですか。ありがとうございます。

先ほどNPOのわいわいクラブのことが出ましたが、とにかくわいわいクラブの状況も今後芦屋町の行政といろいろ協議をしながら、唯一新設された地域生活支援事業団体ではないかと思います。今年度の予算の中に入ってはおりませんけれども、これはどうなんでしょうか、具体的に例えば協議していく中で、地域支援事業としての対象になるということであれば、これは例えば3月いっぱいのところで補正予算とかいうことで国の補助というのはいただけるものなのかどうか、ちょっとそこら辺の事務的なことを教えてください。19年度中にですね、国のそういう交付金の枠内でいただけるものなのかどうか。もしわかりましたら。

議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

環境福祉課長 木戸 哲雄君

まず、NPO法人であるわいわいクラブが事業所としての認可を受けなければなりません。これは県が認可するべきでありまして、一定基準に基づいて10人以上だとか、おおむね5年以上の経験だとか、法人を有するとかいう資格を持って県に申請して初めてこの事業ができるという事業認定をまず受けていただきます。それができるかどうか今調整をしているわけですが、それができましたら、予算的にはこれは既に交付金という形で市町村にはこの事業ということではな

くて、5つの事業を全部やるための交付金ということでおりておりますので、あとはこの事業を 芦屋町が委託するかどうかということになっておりまして、芦屋町が、もし芦屋町の子供がそこ へ行っておれば、その子を預かっていただくための委託料という形、委託方式で、そのわいわい クラブと契約を結び、この事業をやるということになります。現時点では芦屋町からの子供は一人もおりません。だから認可されても子供がそこにいなければ、町としては事業を委託するということになりませんけれども、本年4月からですから、新しく入所者が出れば、そしてそういう 認可が受ければ、町として委託をしても過言ではないというふうに思いますが、そういう流れでございます。

以上です。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

これは最後というよりも意見として申し上げたいと思いますけれども、先ほど来、県がいろんな資格に相当するのかという判断をすると、いわゆる5人以上、そして5年以上の実務といいますか、そういう経験とか法人格を持っているかとか、これはあくまでも、これは私もパソコンとかいろんな情報で仕入れた情報なんですが、あくまでも国はある程度の基準を設けているけれども、最終的には各自治体が判断する、そういうところではむしろいろんな自治体では行政が直接やるには経費的にも相当かかると、人的な部分も当然これはもう全部お金にかかってくることですけれども、そういう意味では、各自治体のところで、その作業所として、あるいは活動支援センターとして認める、その要綱を町がつくればいいんであって、そのことに合致しているかどうかというふうに判断するというふうに私は認識しております。

当然、先ほどおっしゃいました専門的な用語で 失礼しました。これはちょっと難しいので省きますが、いずれにしても、本当に今回のこの地域活動支援センターというのは、地域の主体性が一番問われるところですので、むしろここら辺では特にその考え方、取り組み方で自治体間の格差が物すごく出てくるであろうと思います。そういう意味では人的な育成の問題とか、そういう現在あるところを何とかそういう指定ができるようにお互いに協議しながら、その条件がクリアできるような協力体制をとったり、そういうことをしていただきたいと思っています。

一応これで2つ目の質問を終わります。

最後の情報公開になりますが、最後になりまして皆様にご説明するのをちょっとうっかりして おりましたが、私のきょうの参考資料の中に出しています交際費に関して参考資料を入れており ます。それで、私、何でこの情報公開について交際費を出したかというと、これはもう皆さんご 存じのように、この交際費の問題については国県レベル、市町村レベルで本当にこの交際費とい うのは不透明な部分があり、なおかついろんなこの問題でマスコミなどが取り上げていますが、 芦屋町の交際費に関して、まず情報公開のあり方がどうなのかということと、先ほど町長からも 公表することにはやぶさかではないと、いわゆる前回の6月議会でもお答えされたように、何も 支障はないんだよと、別に後ろめたいお金は出しておりませんと。

ところが、私が議員として資料請求して出てきた開示はこのとおりです。これ私がマジックを塗ったのではありません。ページ数を書いていないからちょっとわかりにくいかもしれませんが、私が開示請求をして出てきた書類は、2枚目の裏の部分、そして3枚目の裏から最後まで続きます、いわゆる予算差引簿といって原簿です。この中から2枚目の裏にありますお中元とか初盆のリストとかお歳暮とか、これをわざわざ出していただいたんです。ところがこれが名前という名前は、個人名という個人名は全部塗りつぶされてます。まずこの全部塗りつぶされた理由と、理由に対する根拠をお尋ねいたします。

議長 本田 哲也君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

それでは、塗りつぶしたというところでございますが、根拠をお示しいたします。

これは芦屋町情報公開条例の第6条1項に公開しない情報という明記がございます。読み上げますが、実施期間は次の各号のいずれかに該当する情報が記載されている文章については公開しないことができるということで、1点目で個人的に関する情報であって、特定の個人が識別されるものということでございます。ただ、公開してもいいという情報は個別でございますけど、それは法人その他の団体に関する情報で、要するに当該事業に関する事業で、公開することによって当該法人、または当該個人に不利益が与えることが明らかにあると認められるものというような、その他もろもろでございますけれども、この黒塗りと申しますか、消したことは個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものということによりまして、その部分は消してお出しした次第でございます。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

岡議員。

議員 2番 岡 夏子君

これは、時間がございませんので、まずじゃあ近隣の自治体がどうなのかということを、私の 方からご報告させていただきます。

水巻町は病気見舞いによる方の、いわゆる民間人の方は非公開にしています。そして、遠賀、 岡垣もそれに類してます。私、遠賀、岡垣は平成12年、13年に両方とも同じ時期にできまし たので、情報公開請求すぐ行きました。そのときにですね、むしろいろんな名前が、全部私が今までとった芦屋町の情報公開の開示の内容と余りにも違うので、逆に心配して聞きました。こんなに名前を出していいんですかと。いや、これちゃんと公僕者であるかどうか、相手が民間の方かどうかを判別してやっておりますと。ですから、こういう黒塗りの事例は、黒塗りがこんなに大きな事例ははっきり言ってこの3町にはありません。

それと、中身に関して、中元、お歳暮、これも多分確認をとってもらえればいいと思いますが、過去にはありましたと。今はすべてやっておりませんと。その事実です。それと、今根拠を示されました情報公開条例の6条、個人に関する情報であってと、特定の個人が識別される。ところが、これは6条には、施行規則の中にこの6条に関して個人に関する情報とはというのがあるんです。いわゆる非公開にしなければならない理由です。それは身分事項に関する情報、これに当たる方がいらっしゃるとは思いません。そして、思想、宗教、意識、市民に関する情報、これに当たるのもいらっしゃいません。心身の状況、体力、健康状態などに関する条例、情報、これが解釈の仕方だと思いますが、いわゆる病気であるということをですね、余り知られたくないということを出す方が憂慮すると。これは考えられるかもしれません。これは議員の皆様方も帰ってから見ていただければいいと思いますが、全国の自治体の知事さんの情報公開の状況を、一番最新の情報を入れておりますが、95%はほとんど病気見舞いであっても、これは公金を使ってるから開示しなければならないとする考えが、今主流です。ですから、このいわゆるここにですね、仮に病気見舞いを出したということに関して何人か該当する方がいるかもしれません。

そういう意味で、もう最後になります、質問の最後になります。あえてまだ今のことを理由にされるんでしょうか。今の、本当はもっと6項目までありますが、今の3つのどれに該当します。これ学歴、成績、職歴、これにも一切該当しないから言いませんが、身分、条項に関する件、思想、宗教、これに関する件、心身の状況、体力、この3つのうちのどれになるんですか。全部塗りつぶす理由が。お知らせください。

それで、これでもう多分時間は終わりとなります。

議長 本田 哲也君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

今、6条で公開しない情報ということですが、6条の条文でもしないことができるということで、完璧にしないということではございません。で、今までよその町村につきましても、今現在はそういうような形になっているというようなことでございまして、私どももそういう近隣の状況を未確認でありますので、内容をもう一度、精査したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

私の方から答弁させていただきます。

私、今、これ初めてよく見たんですが、原則、麻生知事も何か開示ちゅうことですから、そういう方向、流れはそういう世の中になっているわけですから、本当に先ほどから言われるように、変に出してはいけないところに出しておるつもりもありません。お歳暮も何億円といろいろな寄贈していただいた方に、これは1年に1回、そういう何ですか、慣習があるもんですからしとるだけでありまして、決して悪いところにしとる思いもありませんから、原則、開示というか、病気だとかいうことはひょっとすれば個人情報ということになるかもしれない、そんなことは公開してほしくなかったよという方がおられるかもしれませんけど、そういうことを除いて、私は原則開示の方向でなるように、担当課長、助役もおりますけど十分議論して新年度から取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

以上で、岡議員の一般質問を終わりました。